

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年総・厚令第2号)第1条第1号及び第3号ロの規定による水質検査(1年に1回検査)

令和5年度

◎最終処分場

◆地下水(上流)

採取した場所	観測井
採取した月日	6月13日
検査結果月日	7月19日
分析項目	ダイオキシン
測定結果	0.043
環境基準値及び単位	1pg-TEQ/ℓ

◎旧最終処分場

◆地下水

採取した場所	観測井
採取した月日	6月13日
検査結果月日	7月19日
分析項目	ダイオキシン
測定結果	0.21
環境基準値及び単位	1pg-TEQ/ℓ

◎最終処分場

◆地下水(下流)

採取した場所	集排水管
採取した月日	6月13日
検査結果月日	7月19日
分析項目	ダイオキシン
測定結果	0.033
環境基準値及び単位	1pg-TEQ/ℓ

◎旧最終処分場

◆浸出水

採取した場所	浸出部
採取した月日	6月13日
検査結果月日	7月19日
分析項目	ダイオキシン
測定結果	0.0092
環境基準値及び単位	10pg-TEQ/ℓ

◎最終処分場水処理施設

◆放流水

採取した場所	放流槽
採取した月日	6月13日
検査結果月日	7月19日
分析項目	ダイオキシン
測定結果	0.000012
環境基準値及び単位	10pg-TEQ/ℓ

単位等について

●pg(ピコグラム):1兆分の1g